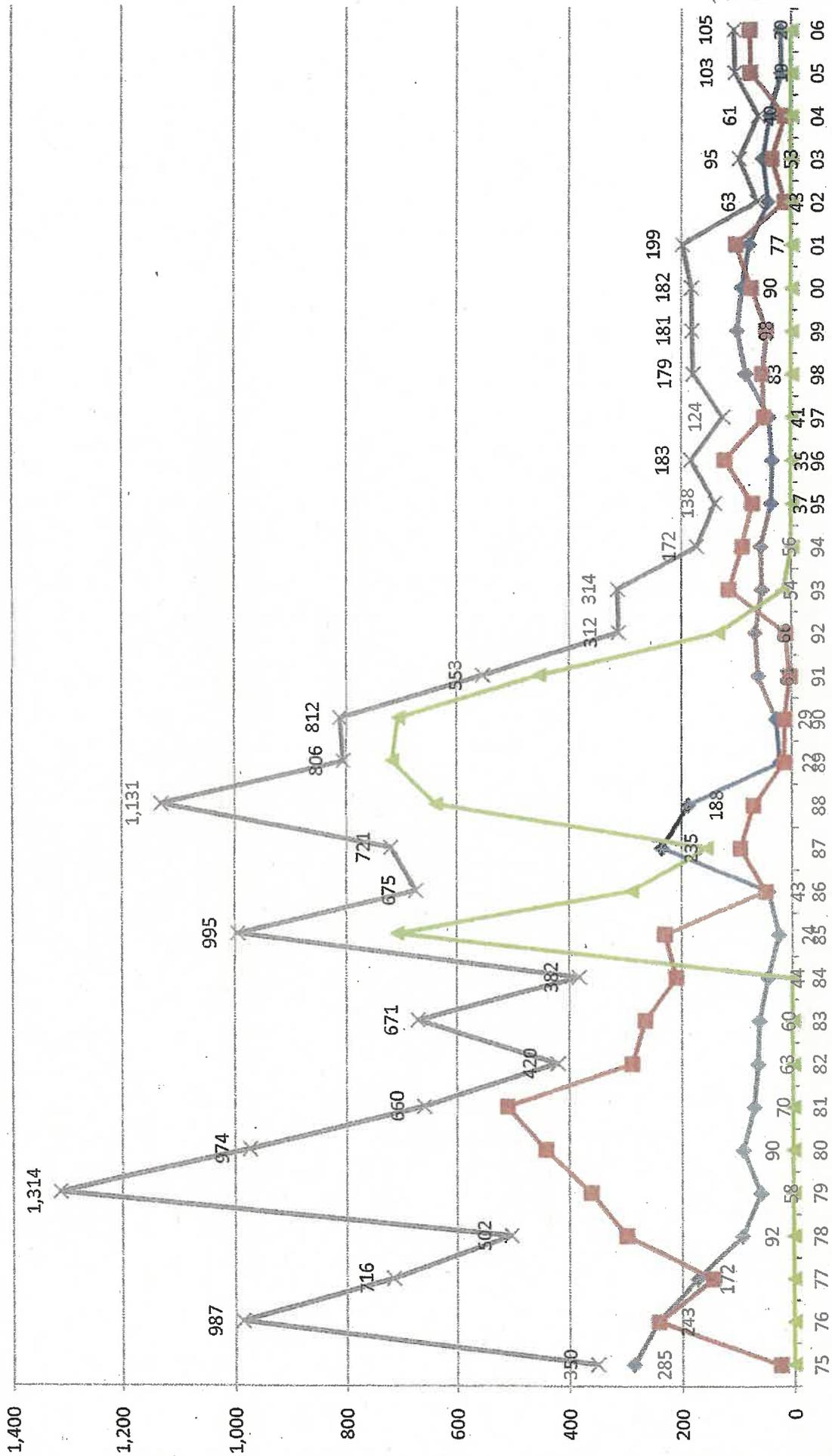


瑞穂漁協

◆ 瑞穂・魚類
 ■ 瑞穂・アサリ
 ▲ 瑞穂・タイギ
 × 瑞穂・全体



		原告らの主張	
番号	氏名	漁業種等	内容
1	A I	アサリ養殖業	<p>漁獲量は、昭和60年代は1日1人当たり40kg程度獲れていたが、本件事業が着工されてからは、1日1人当たり30kg程度に減り、本件潮受堤防が締め切られてからは、1日1人当たり10kg獲れるかどうかという程度に減少した。平成26年は、種を3t入れたが、1t程度しか水揚げがなかった。平成2年、平成7年、平成11年とアサリが大量に斃死したことから水揚高が極端に少なくなった。</p> <p>漁場環境も本件締め切りにより変化した。すなわち、潮の流れが弱まり、締め切り前では一方向に大きな流れであったのが、締め切り後はいくつかの場所での流れがばらばらになった。加えて、本件調整池から流れてくる汚水のためにアサリの生育環境が悪くなった。</p>
		漁船漁業	<p>赤貝などの桁曳き漁は、以前は、1日2時間程度の操業で1日2tくらいは赤貝が獲れていたが、平成4年以降、赤貝は獲れなくなった。</p> <p>クチゾコやカニなどの刺し網漁は、昭和60年代は1日20kg前後が獲れていたが、本件事業が着工されてからは、獲れ高が減り、本件締め切りの前ころには1日当たり10kg獲れるか獲れないかという程度になった。そして、本件締め切り後は、ほとんど獲れない状況が続いており、獲れたとしても1日せいぜい2、3kg程度である。</p>
		漁業被害の影響	<p>漁獲量が減少して利益が出ないことから、田を借りて、耕作をして別の収入を得るなどしている。また、平成19年ころから息子から数百万円の援助を受けている。3人いる息子の誰かに漁業を継いで貰いたいという気持ちもあつたが、漁業被害のため継がせることもできなかつた。また、同居している孫にも、漁業を継いで貰いたいという期待もあつたが、今のようない状況では継がせることもできない。</p>
		アサリ養殖業	<p>本件事業着工前は、多いときは一潮(半月)で7tもの漁獲量があつたが、現在では約2tの種を撒いても同量程度の漁獲量かそれ以下の漁獲量しか維持できないことがほとんどである。近時は、約2.4tの稚貝を撒いても、漁獲量は1.7ないし1.8t、平成31年の漁期はわずか1.5tであつた。さらに、本件潮受堤防が締め切られた後は、夏場にアサリが大量に死ぬようになった。また、漁場環境が悪化した今では冬でもアサリが死ぬようになった。かつては、アサリの売上げは、漁協を通じた分だけでも400万円から500万円はあつたが、本件締め切り後は100万円にも満たない。平成26年は、同年3月に34万円、同年4月に41万円、同年5月に23万円しか売上げがなかつた。</p> <p>本件締め切り後は、赤潮が頻繁に発生し、しかも長期間滞留するようになった。梅雨時期には本件潮受堤防から放水されると、中で育っているアオコが漁場まで流れてきて、アサリからカビのようない臭いがするようになつた。</p>

原告らの主張	
氏名	内容
番号 2	<p>漁業種等 タイラギ潜水器漁業</p> <p>A 2</p> <p>かつては漁に出ると一日60kgから100kgの漁獲量があった。アサリとタイラギをあわせると1シーズンで1000万円以上の売上げを上げていた。しかし、平成2年ころに漁獲量が減り、翌年は潜ってもほとんど獲れなかった。そして、平成5年からタイラギ潜水器漁業は休漁となった。</p> <p>平成18年ころから平成22又は23年ころまでカキ養殖業を行った。思ったよりも水揚高が伸びず赤字が続いたことから、平成22又は23年ころにカキ養殖業もやめた。</p> <p>かつては、漁船漁業はタイラギやアサリの片手間で行っていたが、アサリやカキが不漁であることから平成23年ころからクラゲ漁とコハダ、エソ漁を行っている。しかし、かつてタイラギが獲れていたところのような収入には遠く及ばない状況である。</p> <p>本件事業の工事開始から現在まで、さまざまな漁を行い、生計を維持する方法を模索してきており、着工されたころには、長崎の方で太刀魚漁を始めた。その他にも、平成15年ころから瀬戸内海や佐賀県にタイラギ潜水器漁業の出稼ぎに行ったり、カキ養殖業を始めた。また、タイラギやアサリの収入減を補うために様々な漁を試みた。しかし、これらの漁はかえって赤字になることも多かった。また、息子は中学生のときに漁業を継ぎたいと言っていたが、現在の有明海の状況から、漁師を継がせることはできないと考え、息子に考え直すように説得せざるを得なかった。</p>
番号 3	<p>漁業種等 アサリ養殖業</p> <p>A 3</p> <p>以前は、1日で1tの水揚げがあったが、今は1シーズンで1tの水揚げがないこともある。本件締切り後は何度かアサリの大量斃死が起こった。本件締切り後、夏場の赤潮でアサリが死んでしまうので、現在は、11月から12月にかけて商品にしてもおかしくない大きさのものを種入れする。補助があるもので、大きな赤字にはならないが、結局、入れた分の漁獲さえもないことも多く、補助がなければ赤字となる。漁獲量は、次第に減っている。梅雨時の本件漁場である南区第2014号は、北部排水門から近い場所にあるが、ヘドロが溜まるようになっている。梅雨時の本件潮受堤防からの排水でアサリが死んだ。夏場の赤潮によって、アサリが死ぬようになっている。</p> <p>漁船漁業やアサリ養殖業のみでは生活が維持できないことから、平成18年ころからカキ養殖業に従事するようになった。平成24年の大量斃死の際には、従業員の日当だけですべてが消え、利益が出なかった。</p> <p>コハダ、カニ漁などを行っている。時化のときにも出漁するほか、網を以前より長くしたり、カニ網も他の漁業者の倍の数を入れるなど工夫し、さらには、帰港後もすぐさま出漁するなどして、漁獲量を維持しようとしてきた。以前はカゴ漁をしていたが、漁獲量が減ったため、締切り以降はしていない。</p> <p>漁場である南共第1号は、本件締切り前後で大きく変わり、漁場にはヘドロが溜まるようになり、網にヘドロがつくようになった。「なまり」と呼ばれる網のおもりである石の部分にヘドロがべったりとつき、本件調整池からの排水があつたときに本件調整池内のヘドロがつき、排水がないときでも海底の真っ黒なヘドロがつくようになった。また、本件締切り後は、潮の流れがなくなり、向きも変わった。</p>

原告らの主張	
漁業種等	内容
漁業被害の影響	生活費を捻出するために、家族で加入していた3ないし4件の生命保険をすべて解約せざるをえなかった。平成18年からカキ養殖業をはじめ、漁業種を増やさざるをえなかった。また、生計を維持するために、カキ小屋の経営をはじめ、最近になって仲買業をはじめた。干拓事業が進められたところには、八代方面への出稼ぎもした。
アサリ養殖業	平成7年は、アサリが大量に斃死して、共に漁業に従事していた父の判断により、アサリを獲らなかつた。その後水揚高の変動は、父がアサリの斃死状況などからほとんど獲れないと判断し、原告A4だけがアサリを獲る作業を行うという年もあれば、多少の量が獲れると判断した場合、父だけではないと判断し、人夫を雇ってアサリを獲る作業をする年もあることによる。平成15年から平成18年にかけては、アサリが斃死しなかつたことや子が手伝うなどしたため水揚高が上がったものと思われる。平成19年から平成21年にかけては、アサリが夏場に大量に斃死したこともあり、水揚高が減った。平成22年は一旦持ち直したが、特に平成24年からはアサリが壊滅状態になってほとんど獲れない状況にある。
タイラギ漁業	漁場環境としては、本件事業が始まってから潮の流れが弱まり、流れの場所が変わった。また、赤潮の発生の頻度が高まり、底もへドロドロになる状況にある。本件調整池からは汚水が流れてきている。
タイラギ漁業	本件事業の着工前は、タイラギは年間で1500万円は売上げており、原告A4や父の収入源であったが、本件事業が始まってから、タイラギが獲れなくなり、タイラギ漁はやめた。
刺し網漁業	本件事業関連の潜水工事の仕事がなく、小長井に戻って刺し網漁を行っていた。一旦刺し網漁は中断したが平成23年ころより再開した。以前は、漁に1日出れば、5万円は売上げ、1日500kg前後の魚が獲れていた。しかし、平成23年以降に再開した後、魚が獲れなくなり、水揚量が格段に減った。
漁業被害の影響	本件事業関連の仕事がなくなっただけでなく、収入の糧が無くなり、生命保険の解約を行って生活費の足しにした。父から引き継いだ借入金のみならず自宅の住宅ローンの返済も滞りがちとなり、さらに市県民税なども滞納している状況にある。
アサリ養殖業	本件潮受堤防の工事に着工したところから、売上げがなくなると開始した。本件潮受堤防工事着工前は、漁場に撒く稚貝は1tも入れないなかつた。例えば、1t稚貝を撒いたとして、もともと漁場で育てている地種とよばれるアサリも育てているため、3tや4tは獲れ、多いときには10tくらい獲れていた。現在では、稚貝を1tほど撒いたとして、死んでしまいう稚貝も多く、よくとれて500kgくらいに減少している。現在では、アサリ養殖のためにも稚貝を大きくしているため、仕入れ単価も上がっている。補助事業がなかつたことも採算が合わない状況である。南区第2010号と第2007号の漁場は、本件潮受堤防に比較的近い場所であり、本件締切りによる流れの減少の影響を強く受ける場所である。この漁場では、本件締切り以後は赤潮がよく発生するようになり、漁場がへドロドロ底が黒くなっているなどの変化が生じている。

原告らの主張		内容
氏名	漁業種等	
5	タイラギ潜水器漁業	<p>本件事業の着工前は、3、4か月の漁期でタイラギが1000枚以上、1日100kgはとれていた。ところが、着工後では、1日100kgに達しなくなり、その後ほとんど獲れなくなり、平成6年からはゼロになっている。現在は、タイラギが獲れないために、売上げは全くない。</p> <p>南共第1号の漁場は、本件潮受堤防の工事着工のころから、タイラギが立っていた場所（海底）には、ヘドロがたまり始め、稚貝がヘドロをかぶって死んでいくようになった。海の濁りも明らかになどなくなった。本件締切りからは、潮の流れが弱くなった。</p>
	カキ養殖業	<p>平成15年からカキ養殖業にも従事しているところ、カキ養殖業を始めた平成15年は売上げがあがったが、翌年からはあがらなくなった。4年に一度うまくいくかどうか、という状況である。</p> <p>漁場は、南区第2009号であるが、カキも、赤潮が発生すると、その影響で死んでしまう。</p>
	漁業被害の影響	<p>タイラギ潜水器漁業ができなくなり、それだけでも漁業被害は甚大である。アサリ養殖業を中心に変えた後も、大量斃死などでアサリも思うように獲れなくなった。カキ養殖業も、斃死してしまいうちもあり、試行錯誤の状態であり、生活を支えられるもの（クラゲや魚類）を獲ってしのいでいる状態である。貯金も使い、生命保険も解約するなどして生活費を工面せざるを得なくなり、生活に深刻な影響を与えている。</p>
	タイラギ潜水器漁業	<p>本件事業の着工前は、売上げが月に200万円を超えたが、工事着工後よりタイラギが獲れなくなり、平成4年以降は営んでいない。</p> <p>海底はヘドロばかりで、タイラギが育つような底質ではなかった。ヘドロが腕の長さ程度にまで溜まっている状態であった。</p>
6	漁船漁業	<p>タイラギが獲れなくなったため、カニ漁を売上の主とするようになった。しかし、カニの漁獲量は本件締切り前を10とすると現在は1程度で、商売としてやっていけない。スズキは、締切後は網が流れず、固定網で獲っている。漁獲量は本件締切り前を10とすると現在は1か2である。</p> <p>タコツボでイイダコを捕るが、本件締切り後減少し、3年間は獲っていない。漁獲量は本件締切り前を10とすると、現在は1もない程度である。</p> <p>本件締切り後、海にタコツボを数日置いておくとタコツボが泥の中に沈み、イイダコはタコツボから出て行ってしまい、獲れなくなった。</p>
	漁業被害の影響	<p>仮に船のエンジンの故障があれば、エンジンを修理するだけのお金がなく、漁船漁業をやめなければならぬ状態である。息子は、漁業では暮らしていけないため、漁業を継がずに勤めにており、後継者がいない。</p>

原告らの主張	
氏名	内容
番号	漁業種等
7	<p>タイラギ潜水器漁業</p> <p>漁船漁業</p>
A 7	<p>漁船漁業</p>
8	<p>タイラギ潜水器漁業</p> <p>漁船漁業</p>
	<p>漁業被害の影響</p>

漁船漁業も含めて、多いときには売上げが1500万円はあった。しかし、平成元年に本件事業が着工すると、売上げが100万円程度に減った。そして、平成3年にはタイラギが採れなくなったため、タイラギ潜水器漁業をやめた。平成元年に本件事業の工事が着工し、中央に試験堤ができて海に濁りが出て潮の流れがわずかに変わり、タイラギが徐々に採れなくなった。

ヒラ、コノシロ、エビ、スズキの流し網漁、カニ網漁に従事してきた。タイラギの売上げを合わせると、多い年には1500万円、少ない年でも500万円くらいは収入があった。同魚種の漁はやめた。そのため、網を年約3回は変えた。カニは稚魚を放流しているが、本件締切り後、漁獲量は全体的に低下傾向にある。そのため、網を出すのに必要ない、細かい網を使用するようになった。それでも、現在は1回の漁獲量が2kg程度しかなく、利益を出すのに必要な量の4分の1程度しか獲れていない。

スズキについても、平成3年ころまでは、売上高は多いときで100万円以上あった。しかし、本件締切り後、スズキの漁獲量は減り、現在は20万円程度にまで落ち込んでいる。本件締切り以前、大潮のときには潮の流れが強くて網が流されるために網を海から2、3日引き上げていたが、本件締切り以降、流れが弱くなったため網を引き上げる必要がなくなった。そして、本件締切り以降、それまではなかつたへドロが海底に発生して網に絡みつくようになり、ヨツメクラゲが異常に発生して網にかかるといった状況になった。

漁業収入が減ったため、加入していた保険を4つ解約して生活費にあてた。子の扶養に入れてもらっている。子に漁業を継いで欲しいと思っていたが、漁業経営が成り立たないために子に継いでもらうのは諦めている。

タイラギは、1日捕りに行くと、平均して40kg、多いときは100kgも獲れていた。漁期を通じた売上は、多いときで800万円以上あった。本件事業の着工後、獲れなくなり、平成3年度からはずっと獲っていない。漁場は、南共第1号であった。本件事業の着工後、採砂されタイラギが好む砂地がなくなった。

カニについては、本件事業の着工後も本件締切り前までは、1日平均20kg位獲れており、多いときには50kg位獲れていた。しかし、本件締切り後は、激減し、網上げの間隔を1日おきと延ばしたが1回で平均5kg位しか獲れなくなった。しかも、サイズも小さくなったため、安い値段でしか売れなくなった。平成26年は、全くといってよいほど獲れなくなった。獲れてもサイズが小さく、商品価値がない。スズキは、本件締切り前は、1日で多いときには100匹以上獲れていた。しかし、本件事業の着工後、獲れなくなった。本件締切り後は、スズキ流し網には行かなくなった。

原告らの主張	
氏名	漁業種等 内容
11	<p>氏名 A11</p> <p>漁業種等 カキ養殖業</p> <p>内容 平成15年からカキ養殖を始めた。始めたころは年間4881kg(売上173万円)で、平成17年度には11565kg(売上495万円)になった。しかし、平成19年度には激減し、年間1393kg(売上69万円)しかなかった。その後、持ち直すものの、平成21年度をピークにその後、減少を続け、平成24年度は、年間2164kg(売上125万円)しかなかった。</p> <p>カキ養殖 刺し網漁業</p> <p>内容 カレイ、スズキ、グチ、ヒラマサ、コノシロなどを刺し網漁で獲っていた。本件事業の着工前は1回の網上げで100から200kg獲れていたが、本件各排水門の工事が始まったところから激減し1回の網上げで10kgくらいしか上がらなくなった。そのため、平成3年ころに刺し網漁をやめた。 本件締切り前は、梅雨明けの時期に赤潮が出ることもあったが、それも早い潮流で攪拌されていた。本件締切り後は、本件各排水門から排水されて4、5日後に諫早湾内から島原半島沿いに赤潮が発生するようになった。本件締切り後は冬にも赤潮が発生するようになった。</p> <p>アナゴかご漁業</p> <p>内容 平成3年ころからはアナゴかご漁をやるようになった。本件締切り以前は一晚でアナゴが100kg程度獲れていたが、本件締切り後、潮が流れなくなり、アナゴが激減し、一晚で良くても10数kgしか獲れなくなった。</p> <p>漁業被害の影響</p> <p>内容 平成5年にタイラギ漁をやめてからは、本件事業に関する工事に従事し、それが終わった夜にアナゴ漁をした。海の状態は悪くなり、漁獲も減っていたので先の見通しが立たず、子ども達には漁業を継がせることができなかつた。</p>
12	<p>氏名 A12</p> <p>漁業種等 タイラギ潜水器漁業 カキ養殖業 漁船漁業</p> <p>内容 1シーズン1000万円以上の売上げで、700万円以上の利益を上げていた。しかし、本件事業の着工後は、タイラギは全く獲れなくなり、平成5年から休漁した。 本件事業の着工後、砂地だった底質がヘドロ化し、タイラギが育つ環境ではなくなった。</p> <p>カキ養殖業</p> <p>内容 平成17年から始めて、同年及び平成18年は比較的取れたものの、平成19年には落ち込み、平成20年からはカキ養殖の筏を2基にしたこともあって採れる量が増えたものの、その後しだいに落ち込み、平成24年は大不作となった。</p> <p>漁船漁業</p> <p>内容 ワタリガニ、スズキ、コノシロ、アナゴなどを獲っていた。タイラギが獲れなくなってきたから、たこ壺でタコを捕ったりしたものの、本件締切り後にタコがほとんど獲れなくなった。漁獲量は、締切り前と比べて、ワタリガニであれば4割、コノシロであれば3割、アナゴであれば1割程度に減ってしまつた。そのため、水揚高も締切り前は年間300万円程度だったのが、締切り後は年間200万円程度になってしまつた。 本件締切りによって、潮の流れが遅くなり、海底にはヘドロが溜まるようになった。</p>

原告らの主張	
氏名	内容
番号	漁業種等
	漁業被害の影響
	長男に漁師を継がせたかったが、タイラギ潜水器漁業ができなくなり、それ以外の漁業も勧められるものではなくなったため、長男には別の仕事をさせざるを得なくなかった。
	タイラギ潜水器漁業
	平成3年から潜り始めた。平成3年に潜った時は、何とかタイラギも赤貝と一緒に立っていた。しかし、漁期の終わりに、タイラギが減って、赤貝を獲るようになった。翌年の平成4年には、赤貝しか獲れなかった。タイラギは、多い時で1日150kgも獲れる時があった。平均すれば、月当たり400万円くらいはあったのではないかと考えられるが、現在は、水揚量・水揚高共に0である。
13	A13
	漁船漁業
	流し網・刺し網・カゴ漁で、アナゴ、カニ、メダカカクレイ、スズキ、クチゾコ、コノシロ、イダコ等を獲っていた。事業着工後は、漁獲がだんだん減ってきた。平成9年の本件締切り後、特に激減してきた。事業の始まる前の最盛期と比べると、現在の売上高は10分の1以下になっている。カゴ漁（アナゴ）を以前行っていたが、本件潮受堤防を締め切って2年後くらい、すなわち平成11年ころから獲れなくなってしまい、今は行っていない。
	漁業被害の影響
	平成13年ころから漁業だけでは生活が立ちいかなくなり、妻は漁業を辞めてパートに出なければならず、原告A13自身も、借金をして陸の仕事をしなければならなくなった。現在は、陸の仕事が主となっている。
	アサリ養殖業
	平成8年当時から、漁協のアサリ養殖に従事していたが、漁獲量が減ってしまっただけで、平成17年度の漁期をもって止めた。かつて、アサリは1日100kg、シーズンでは3tは獲れ、水揚高は100万円くらいであったが、原告A14がアサリ養殖業をやめる平成17年ころには、干潟前後の計4時間で2kg程度しか獲れず、商売としては成り立たない状況であった。
	タイラギ潜水器漁業
	1シーズンで1000万円程度の売上があった。平成5年ころから休漁状態となった。本件事業に伴う環境モニタリング調査の調査地点である「B3」辺りでタイラギを獲っていたが、本件事業の着工後に、採砂地点辺りにヘドロが堆積するなどして、タイラギが立たなくなった。

原告らの主張	
氏名	内容
番号	漁業種等
	カキ養殖業
	カキ養殖業
14	漁船漁業
A14	

平成18年ころからカキ養殖業を始めた。しかし、そのカキ養殖業も、平成19年度、平成23年度、平成24年度は特に売上が悪く、平成24年度は経費も全く出ないほどの赤字であった。少ない年度では水揚高は40万円程度であり、燃料代にも満たない年もあった。平成31年度もわずかに150万円程の水揚高にとどまり、補助金がなければほぼ赤字の状態である。

カニ刺し網について、平成8年ころから行っているが、漁獲量は、本件締切り前を10とすると、締切後は2ないし4割程度にまで落ち込み、また、売上高も、本件締切り前を10とすると、平成10年ころ以降は2ないし4割程度にまで落ち込んでいる。また、シーズン途中でカニが獲れなくなるとも多く、燃料代を節約するために、シーズン途中で出漁ができなくなることもある。

本件締切り後は、春先に春風が吹くところに網がドロドロになりその状態が年々ひどくなっていった。カニが網にかかったまま死んでいたり、特に湾奥部では夏場にカニが少なく、獲れるカニも小さくなったり変化してしまっただけで、本件各排水門からの排水時に赤潮が発生し、潮流が弱まったせいでなかなか消えず、1年中赤潮を心配しないといけない状況となった。

クツゾコ刺し網について、平成8年ころから行っているが、漁獲量や売上高は、本件締切り前を10とすると、本件締切り後は2ないし4割程度くらいに減少してしまっている。シーズン中でも、クツゾコが獲れなくなった場合には、燃料代節約のため止めざるを得ない状況にある。

本件締切り後は、クツゾコの漁場でも急に大量に網にかかったかと思えば、翌日から全くなくなる状況が生じた。また、クツゾコが河川の河口域でしか獲れない時期も生じるようになった。

スズキ流し網について、平成8年ころから平成11年、12年ころまで行っていたが、本件締切り後は、漁獲量や売上高も、本件締切り前を10とすると、本件締切り後は、平成11年、12年ころには、1ないし2割程度にまで減少した。多いときにはスズキが1日50本くらい獲れていたが、本件締切り後は、1日2、3本となり、最後には全く獲れなくなった。

本件締切り後は、大潮のとき以外はほとんど網が流れなくなってしまい、また、網がへドロドロの状態となっていた。

イイダコ漁について、平成8年ころから平成11年ころまで行っていたが、漁獲量や売上高が、本件締切り前を10とすると、締切後は1ないし3割程度しか獲れず、最後にはほとんど獲れない状況となってしまった。

原告らの主張	
氏名	内容
番号	漁業種等
	漁業被害の影響
	<p>本件事業後も漁業が続けられるという話を信じて、工事着工後の平成8年ころ正組合員となり、また、その際に、妻の蓄えで漁船も購入した。しかし、正組合員となった平成8年ころに500ないし600万円程度あった収入は、平成25年には300万円程度まで落ち込んでしまった。漁業では生活費を稼ぐのがやっとならぬため、船の処理代、網などの漁具代が出せない状況にある。そのため、生命保険を全て解約して漁具代等に充てたり、カキ養殖の機械などは自分たちでつくったりしている。平成21年ころからは、造船所（鉄工所）に対する漁船の修理代が払えず、100万円弱のつけを抱え、古くなったエンジン等の交換もままならない状況にある。税金の支払も遅れがちである。</p>
	タイラギ潜水器漁業
	<p>昭和59年以降、600万円から、多い年には1100万円の売上げをあげてきた。平成3年を境に獲れなくなり、ずっと休漁が続いている。</p>
	カキ養殖業
	<p>平成15年度からカキ養殖をはじめ、初年度は100万円、順調な年には300万円ほどの売上げがあがっているが、安定せず、補助金頼みのため徐々に難しくなっている。</p>
15 A 1 5	漁船漁業
	<p>イイダコのはえ縄漁、スズキ、グチ、クツゾコ、チヌを流し網漁で、カニを刺し網で獲っていた。イイダコのはえ縄漁の売上高は300から400万円ほどだったが、本件潮受堤防が完成して締め切られた後、イイダコがみるみるいなくなり、次第に燃料費、網代がなくなり、それでも生活の足しになれどと漁をつづけていたが、平成13年ころには全く採算があわなくなり止めた。</p> <p>スズキ、グチ、クツゾコ、チヌの流し網漁では、年に150から200万円ほどの売上げがあがっていたが、この流し網漁でも、堤防が完全に出来上がった後、減少の一途をたどった。今でもスズキ、チヌは多少出荷できる程度にはとれるが、クツゾコは自分で食べる程度、グチはほぼ0になり、燃料費と見合わなくなっている。カニの刺し網漁は、単体で年に約100万円の売上げがあがっていた。しかし、堤防の完成後、カニの漁獲も大幅に減ってしまいい、漁に出てもカニがあままりいない日には完全に赤字になっている。</p>
	漁業被害の影響
	<p>カキの養殖で生計の大半を賄い、わずかな漁獲を市場に出荷したり、米を作ったりして、なんとか生活しているが、生活は厳しい。自分たちが生活するのもやっとなので、誰にも跡を継ぐことをすすめられず、子供たちは地域から離れている。</p>

		原告らの主張	
番号	氏名	漁業種等	内容
16	A16	漁船漁業 アナゴか ご漁業	<p>刺し網でヒラメ等、流し網でヒラ・コノシロ等、かご網でアナゴ等と色んな魚種を獲ってきた。本件潮受堤防ができた後、底ものの底魚、例えばヒラメ等は全く獲れなくなった。本件潮受堤防ができてきた後、売上高が減ってきた。一日当たり約1万5000円位の売上げがあれば、採算が取れるが、それ以下になってきた。現在、漁に出ても多くて1日約5000円位の水揚げしかない。1日の漁船の燃料代だけで2000円位かかってしまいうたため、漁に出るたびに赤字がかさんでしまいうた状態である。平成9年の本件締切り前は1日に約20kg位の水揚げがあった。しかし、締め切り後著しく減少し、現在は一日約2ないし3kg位となってしまった。</p> <p>本件潮受堤防ができた後、現場の海底にヘドロが溜まり出した。現在は、春先から夏にかけて網を入れると、網にヘドロ状のものが付いてしまいうた。また、地先での潮の流れが変わってしまった。沖の方でおこなう流し網も潮の流れが遅くなって、流れにくくなつた。特に、南部排水門が開き排水がされる時は、排水される水の色は土色となつており、海の水の色とは、はつきりと違う。その土色となつた調整池の排水が流される時は絶対に魚が獲れない。</p> <p>漁業の水揚げが極端に減り始めた平成9年ころから、何とか生活改善を図らなければとの思いで、家族で養蜂業に力を入れなければならなかった。現在では養蜂業が主となっている状態である。</p>
		タイラギ 潜水器漁 業	<p>昭和50年以降、平均すると年間1000万円の売上げをあげてきた。タイラギ潜水漁業を諦めなければならなくなつた前年にも、この海域の海底には立ったばかりの大量のタイラギが生息していた。ところが、その翌年に突然、漁場のタイラギが全滅してしまひ、タイラギ潜水漁業を断念せざるを得なくなつた。</p>
		カキ養殖 業	<p>平成16年度からカキ養殖をはじめ、初年度は150万円弱、不漁の年を除けば年間300万円ほどの売上げがあがつているが、コストが高く、補助金頼みのためずっと続けていくのは困難である。</p>
17	A17	漁船漁業	<p>イイダコをはえ縄漁、カニ、グチ、コノシロなどを刺し網漁、地アサリ、地ガキも獲っていた。イイダコはえ縄漁で年間100万から200万円ほどの売上げがあつたが、本件潮受堤防が完成すると漁獲が減り、平成13年にはほとんど獲れなくなつてしまひ、長年続けてきたイイダコ漁はあきらめざるを得なくなつた。</p> <p>刺し網漁の売上高は、年間50万から100万円ほどだったが、本件潮受堤防が完成すると急激に漁獲が減り、平成13年ころにはほとんど獲れなくなつてしまひ、この漁も断念することになった。地アサリ、地ガキも本件潮受堤防の完成後、獲れなくなり、平成13年にやめた。</p> <p>本件潮受堤防が完成し、潮流がとまると急激に漁獲が減つた。また、堤防に近い海域で、地ガキのいた場所が目立ってヘドロのような泥が堆積するようになり、地アサリや地ガキはとれなくなつた。</p>
		漁業被害 の影響	<p>本件潮受堤防の完成後、家族の生活費を、若干の借地でのわずかな農業収入を除けば、カキ養殖の収入で賅っているが、先々が全く見通せない状況である。</p>

原告らの主張	
氏名	内容
21	<p>漁業種等</p> <p>カキ養殖業</p> <p>漁船漁業</p> <p>タイラギ潜水器漁業</p> <p>タイラギ潜水器漁業</p> <p>漁船漁業</p> <p>ノリ養殖業</p> <p>漁業被害の影響</p> <p>アサリ、カキ漁業</p> <p>漁業被害の影響</p>
22	<p>平成15年からカキ養殖業を行っているが、漁獲量、水揚高共に平成19年に大不作となった後、平成20年にいったん回復したが、その後徐々に落ち込んでいき、平成24年まで減少し続けている。</p> <p>本件締切り後、水揚高、漁獲量共に減少している。</p> <p>年間500万円から1000万円位の売上げがあった。しかし工事着工後は、タイラギは全く獲れなくなり、事実上そこから休漁した。</p> <p>漁場は、本件事業の開始後、従来のタイラギの巢の部分の砂地が潟土化してへドロロが溜まりだし、タイラギが育つ環境ではなくなった。</p> <p>刺し網漁、流し網漁、かご漁を営んできた。平成9年の本件締切り後、底ものの魚は獲れなくなってきた。本件締切り後は、刺し網のみに、流し網のチヌ、スズキが少しあるだけで売上高・漁獲量は落ち込んでいる。1日にして約1万円以上の売上げがなければ利益が出ないが、それもままならない状態が続いている。</p> <p>平成9年の本件締切り後、潮の流れが極端に悪くなった。そして赤潮が頻繁に出るようになり、海底は年々へドロロが溜まっていった。</p> <p>ノリの品質は、本件締切り前は、毎年1等の評価を受けていたが、本件締切り後は、一気にランクが下がりがり3等という評価になった。なお、平成24年度の漁獲量は119万8600枚、水揚高は941万3835円と、落ち込んできた中ではまじな年だった。</p> <p>海苔養殖の漁場は、南区502号で、雲仙市瑞穂町伊古崎地先であり、南部排水門からの排水が直接流れってくる。漁場は、平成9年の本件締切り後、潮の流れが緩くなり、南部排水門からの汚い水の排水、さらには赤潮が頻繁に発生するようになり、漁場環境は悪化の一途を辿っている。</p> <p>漁業の売上高・漁獲量の落ち込みで、蓄えは殆どなくなった。後継者として息子がいるが、何時まで漁業を続けることができるか非常に不安である。</p> <p>本件締切り以降で水揚げも上がらない状況が続いている。平成15年から貝類の水揚げが上がっているのは、カキ養殖業を始めたためだと思われるが、それでも安定した水揚げとはなっていない。</p> <p>収入が減少し、生活が困難になっている。</p>
23	

原告らの主張	
氏名	内容
番号 24	<p>漁業種等 アサリ養殖業</p> <p>売上高は、本件締切り以降、減少を続け、最近では100万円にも至らないようになってきている。平成22年の水揚げが224万1060円と高くなってきているが、その前の赤潮の影響が幸い少なく、生き残っていたこと及びこのあたりから機具を変えて掘るようになったためだと思われ、翌年からは水揚げが上がっていない。漁獲量も、だんだんと下がってきており、本件潮受堤防の工事が始まる前までは、1日掘りにいって、掘り子を雇って3人ほどで行って150kg、1人あたり50ないし60kgが獲れていた。工事が始まってから、だんだん獲れなくなってきた。本件潮受堤防で締め切られた今では、2人で50kgほどしか獲れない。夏季に赤潮が発生すると斃死するので、現在は、11月から12月ころにかけて稚貝を撒いており、稚貝を大きくしている。経費がかさむ。漁場は南区2003号であり、兎島の地先が漁場であるが、現在は、夏の時期、赤潮が発生するとアサリが斃死し、前年にとっついていなくなったアサリがひと夏を超えずに死ぬ。漁場は、本件潮受堤防が締め切られてから、潮の流れが変わった。そのため、栄養分の流れ方も変わり、アサリに実が入らないことが多くなくなった。また、漁場でのへドロの臭いを感じる。</p> <p>アサリの稚貝を購入するための補助事業があるために、何とか収入がある状態であるが、これほどアサリがとれない状況だと、年齢的にも漁業を続けていくのも断念せざるを得ない状況である。子も、タイラギ潜水器漁業の潜水士の資格をもっているが、タイラギ養殖業が休漁となっていて今の役にも立たない。アサリ養殖業を継いでいくことも期待できない。</p>
	<p>アサリ養殖業</p> <p>本件事業以前、稚貝を5t撒けば、3倍から4倍もの漁獲量が上がったこともあったが、本件締切り後は、漁獲量が減少し、最近では、撒いた稚貝と同程度の漁獲量しか上がらない。</p>
番号 25	<p>漁業種等 漁船漁業</p> <p>赤貝漁について、本件事業の前は、桁曳き漁で赤貝を獲っていたところ、1日で20kgから30kgの赤貝が獲れており、赤貝だけで月に200万円もの収入があった。しかし、本件締切り後2年目以降、稚貝は立つもの育たなくなつたため、赤貝漁を止めた。</p> <p>実際に桁曳き漁をしていたのは、北は小長井の長戸、東は瑞穂町伊福の上伊古、南は吾妻町本村名、西は高来町金崎の当りまであり、1年おきに北側と南側で桁曳き漁を行っていた。本件締切り後2年目以降、漁場にへドロが堆積するようになり、稚貝は立つもの、育たなくなつた。</p> <p>カニ漁について、本件事業の前は、毎年8月から2、3か月間カニを獲っていた。しかし、本件締切り後、カニが獲れなくなつたので、カニ漁を止めた。</p> <p>その他の漁船漁業について、本件事業の前は、1年中、網でその時々獲れる魚を獲っていた。しかし、本件締切り後、魚が獲れなくなつたため、漁船漁業を辞めた。</p> <p>アサリ養殖業のみで生計を立てているため、アサリの水揚げの減少により、生計が逼迫してきている。</p>
	<p>漁業被害の影響</p>

原告らの主張	
氏名	内容
番号	漁業種等
26	アサリ養殖業
A 2 6	アサリの水揚量、水揚高はいずれも不安定であり、年々減少している。少しでも水揚量が増えるように、漁場を耕耘したり、ツメタ貝、アカシメ貝を除去したり、他の貝が入らないように網を張るなどの努力をしているが、稚貝を入れても、そのうちの半分も獲れていない状況である。
26	アサリ養殖業
A 2 6	アサリ養殖業の漁場は、南区第2005号であるところ、原告A26は、船津川河口付近と竹の崎付近の2か所に漁場を有している。このうち、船津川河口付近の漁場は、潮の流れが遅く、ヘドロが溜まりやすくなっており、漁場を耕耘すると泥が黒色で腐敗した状態となっている。そのためアサリの育ちが悪く、近年はこの漁場であさを獲っていない。竹の崎付近の漁場は、砂地が多く、比較的にアサリの生育は良いが、それでも全面に種貝を撒くわけではなない。全体の3ないし4割ほどの状態の悪い漁場の一面にまとめて撒いている。また、夏場から発生する赤潮によりアサリが死ぬ被害が発生した。
26	カキ養殖業
A 2 6	漁場環境の悪化の下、カキの水揚量、水揚高は年々減少している。
26	カキ養殖業
A 2 6	カキ養殖業の漁場は、南区第2008号と南区第2011号であるところ、漁場に発生する赤潮が年々酷くなってきている。平成20ないし21年ころからは、赤潮が停滞するようになり、漁場環境は悪化している。また、カキにフジツボ、ホヤ、カラス貝が付着するようになり、カキの成長を妨げるとともに、カキの収穫作業の負担を増加させている。
26	漁業被害の影響
A 2 6	アサリとカキの収入で生計を立てているため、アサリ養殖業とカキ養殖の水揚高の減少により、生計が逼迫してきている。
27	アサリ養殖業
A 2 7	アサリ養殖を初めて2年目の平成4年に、銀行から200万円を借り入れ、漁場に砂を800㎡、種貝を5t入れたが、利益が20万円ほどしか上がらなかった。現在は、夏場に発生する赤潮を回避するため、11月に大きな稚貝を撒くので、稚貝購入の経費がかさみ、利益が減少している。補助金により砂やアサリの種貝を購入することで、アサリ養殖業をまわらうじて維持している状態である。
27	カキ養殖業
A 2 7	アサリ養殖業の漁場は、南区第2007号であるところ、ここは本件潮受堤防に近く、本件潮受堤防を締め切ってから潮の流れが極端に悪くなり、ヘドロが溜まるなど漁場環境が悪化している。
27	カキ養殖業
A 2 7	漁場環境の悪化の下、カキを吊るす位置を深くしてみたり、吊るす枚数を増減してみたりなど様々な工夫を試みていたが、カキの水揚量、水揚高は年々減少している。とりわけ平成23年から特に減少し、平成24年は700kgしか獲れておらず、平成25年は2t200kgほどに回復したが、平成26年も800kg程度の水揚量にとどまっている。
27	カキ養殖業
A 2 7	カキ養殖業の漁場は、南区第2008号と南区第2011号であるところ、平成21年ころから赤潮が酷く、色も濃くなり、なかなか消えず、カキが死ぬことが多くなった。

原告らの主張	
漁業種等	内容
漁船漁業	桁曳き網で赤貝漁を行っていた。赤貝漁では、多い時には、一日に3, 4 tの水揚量があった。しかし、平成4, 5年ころ、それまで獲れていた赤貝が死滅し、ほとんど獲れなくなってしまう、赤貝漁を止めた。
漁業被害の影響	赤貝が死滅したことかから赤貝漁をやめ、アサリ養殖業も期待していたほどの収入を得られなかつたことから、海洋土木の出稼ぎに行くようになり、その収入を生計の中心とすることを余儀なくされた。また、平成22年ころからアサリ養殖業とカキ養殖業を生計の基盤としているが、これらの収入が安定しないため、逼迫した経済状況にある。平成24年、25年は、クラゲ漁に出る生計を立てたが、今年には体調不良も抱え、クラゲ漁にも出ることで済まない不安を抱えている。
アサリ養殖業	本件締切り以前は、堀り子を5, 6人雇うなど、水揚量、水揚高ともかなりあったが、本件締切り後はたびたび夏場の大量斃死が発生するようになり、不安定になった。正組合員となった平成22年以降は、採算に見合うギリギリの状態である。
タイラギ潜水器漁業	本件事業の前は、よく獲れる日で1日150kg(貝柱重量)程度獲れて、父親の手伝いをして、1日分の給料として10万円を受けとっていた。本件事業が始まった後、平成5年ころにタイラギは獲れなくなり、堤防締切り後も回復しなかつたため、その後は水揚量、水揚高ともゼロになった。
カキ養殖業	アサリ養殖業が不安定なため、平成20年ころからカキ養殖業を始めたが、たびたび大量斃死が起き、ずっと赤字続きである。
漁船漁業	本件事業の前は、父親の手伝いとしてカニ、エビ、その他魚類などを刺し網などで獲って生活していた。堤防工事が始まったところから漁獲量が減り始め、本件締切り後には激減したためカニ網漁以外の漁船漁業をやめた。現在はカニの漁獲量も減り、カニ網漁もやめたため水揚量、水揚高ともゼロになった。
漁業被害の影響	タイラギ潜水器漁業をやめたあと、漁業だけでは生計を維持できなくなったため、近所の石屋で石積みに従事して家族を養った。タイラギ潜水器漁業に比べれば仕事の楽しみも、収入も格段に落ちた。アサリ養殖業もカキ養殖業も、赤字かせいぜい採算ギリギリラインであるため、生計を維持できる収入には到底及ばない。タイラギが獲れれば息子に継がせて、一緒に船に乗って漁業で生計を立てていくことが夢であったが、それも実現できなくなった。
アサリ養殖業	本件締切り以前は、最多で30人の堀り子を雇って、毎月15t前後の漁獲量があった。本件締切り以後は、たびたび夏場の大量斃死が発生するため、現在ではシーズンを通して2ないし3tの漁獲量である。

原告らの主張		内容	
番号	氏名	漁業種等	内容
29	A 2 9	漁船漁業	本件事業の前は、父親の手伝いとして、小型定置網漁、刺し網漁、イダコ漁などをしていた。堤防工事が始まったころから漁獲量が減り始め、本件締切り後にはとくにグチ(イシモチ)やクチゾコ(シタビラメ)などの主要魚種の漁獲量が激減したため、小型定置網漁以外の漁船漁業をやめた。現在は小型定置網漁だけであるが、2, 3日に一度網を上げて、やっとならざる程度の水揚げである。
		漁業被害の影響	本件締切り以後、漁船漁業もアサリ養殖業も甚大な被害を受けて、家族をどうやって養っていかぬか途方に暮れた。今のままでは回復の見通しが立たないため、本来であれば新調もしくは改修しなければならぬ漁船も、そのまま急処置を施して使用している現状である。
		アサリ養殖業	本件事業の着工前は、アサリは1シーズンで7tから10tの漁獲量があった。しかし、現在では500kgから、多い年で3t程度の漁獲量である。わずかでも漁獲量を上げるために様々な努力をせざるを得なくなったが、現在の漁獲量は、以前の漁獲量に到底及ばない。また、長い間海の中で成長させることができず、大きめの稚魚を買って11月に撒くようになったため、購入費がかさむようになった。
30	A 3 0	タイラギ潜水器漁業	潮の流れが悪いことや、夏場には赤潮が頻発して貧酸素状態になるためアサリが死滅する。平成元年ころからはカラス貝やツメタメタメ貝が大量に発生し、その分アサリが減るようになっていった。
		漁業被害の影響	タイラギ潜水器漁業とアサリ養殖業が生計を立てていたが、現在ではタイラギ潜水器漁業は休漁となった。タイラギが成長するために適した環境は、潮の流れがあり、きれいな水が常に流れている場所であるところ、本件締切り後は、潮の流れがなくなり、海底には泥のよう汚泥が浮遊しており、到底タイラギが生きていけない環境ではなくなった。
		アサリ漁業	本件事業の着工前、工事の話を聞いて今後漁業は悪くなるかと思いい、生活のための収入を確保するために、港湾土木の仕事を始め、漁業については人を雇って細々と続けることにした。本件事業及び本件締切りによって漁業が大きな影響を受けたことにより漁業という生計の途を変えざるを得なくなった。
			アサリは、平成2年ころから減少していった。漁場整備をした年はそこそこ獲れるが、それでも徐々に悪くなる。平成14年は、前年度の約10分の1にまで減少した。この年、短期開門調査が実施されたが、翌年からアサリが復活し、その後4年間くらいはアサリが獲れた。特に平成17年は、4154kg(売上141万円)が獲れ、本件締切り以前と同じくらい量の量まで回復した。しかし、平成19年に激減し、299kg(売上11万円)しか獲れなかつた。それ以降は現在まで、1000kgを超えることはなく、売上も10万円代から30万円代と厳しい状況が続いている。

原告らの主張	
漁業種等	内容
カキ養殖 漁業	平成16年からカキ養殖業に従事している。平成15年にタイラギが休漁となったため、組合でカキ養殖をはじめた。カキは収量が安定せず、3年に1度くらいしかまともには獲れない。収量は良い年(平成21年度)で8588kg(売上364万円)あったが、平成19年度は1338kg(売上61万円)しか獲れなかった。また、平成23年度は3145kg(売上154万円)、平成24年度は2929kg(売上159万円)しかない。平成25年度には持ち直したので、なんとかカキ養殖を続けている。
タイラギ 潜水器漁 業	本件事業の着工前、タイラギ漁の売上は年2000万円程度あったが、平成2又は3年ころからタイラギが激減した。平成4年は12月にごくわずか獲れただけで、後は全然獲れず、平成5年からタイラギ漁は休漁となり、現在まで休漁状態が続いている。 本件事業の着工後、海底の砂の採取や船の往来で濁りが発生するようになった。
漁船漁業	流し網、刺し網を行い、流し網では、スズキやチヌ、カニなどを獲っていて、刺し網では、グチ、ユノシロ、カレイなどを獲っている。工事着工前は、刺し網や流し網で、年間200万円ほどの売上があり、1回の流しで20万円程度の売上になっていた。しかし、本件事業の着工後の売上げは1回の流しで4～5万円程度にしかならなかった。現在は、1回の流しで5000円程度の売上げにしかならない。 本件事業の着工後、グチが産卵に上がってこなくなり、本件締切り後は、潮の流れが減少し、流し網が流れなくなつた。
ノリ養殖 業	本件事業の着工前、ノリは年4～500万円の売上があった。平成5年度を最後にノリ養殖をやめた。最後のころの売上げは、年間200万円程度しかなかった。 本件事業の着工後は、潮が停滞するようになり、ノリの生育が悪くなった。
漁業被害 の影響	平成元年から、親子3人で本件事業に関する仕事に就いた。特にタイラギが採れなくなつてからは、本件事業で食いつないでいった。平成19年の完工後も妻は本件調整池の水質浄化のヨシ植えの仕事に行っていた。長男が漁船に乗っているが、瑞穂沖には魚がおらず、佐賀沖まで行ってクラゲを獲っているような状態で、全く先が見えない。

31 A31

原告らの主張	
番号	内容
32	<p>カニ刺し網について、平成17年ころから行っているが、ヘドロが堆積してもカニは回遊しこれに合わせ捕り方を工夫しているためカニの漁獲量や売上高は父の代と比べてそれほど変わりはないものの、平成26年には、半世紀にあるかないかくらいの不漁となった。</p> <p>本件締切り後は、特に諫早湾の湾口部にヘドロが溜まり網が汚れるようになり、網が魚に見えて漁業に悪影響を及ぼすようになつた。また、本件各排水門からの排水、特に調整池内のヘドロの堆積がひどい北部排水門からの排水で、ヘドロが瑞穂沖合にやってくるようになった。また、カニも質は、本件締切り後、悪化している。</p> <p>タコ縄漁について、平成17年ころからタコ縄漁を行っていたが、漁獲量は年々減少し、父がタコ縄に従事していた本件事業の着工前の時代には1回の漁で120kg程度獲れていたのが、本件締切り後の現在では30kgくらいしか獲れなくなつてしまつた。平均でも、本件事業の着工前を10とすると、その3分の1ないし4分の1くらいしか獲れなくなつてしまつた。そして、売上高も、父の時代には200万円くらいだったが、本件締切り後の現在では50ないし100万円程度しかなく、出荷先の違いで父の時代の倍近くまで単価が上がっているにもかかわらず、漁獲量の減少で、半分以下の売上高しかなくなつてしまつた。</p> <p>本件締切り後は、漁具の貝殻が直ぐにヘドロに埋まつてしまつた。3月の上旬ころ、大雨が降った後から田んぼのにおいやその後硫化水素のにおいがするようになり、タコは淡水を嫌うため、瑞穂の沖合からタコがいなくなつてしまつたり、この時期には未だ小さい諫早湾湾口部側のタコしか獲れないようになつてしまつた。</p>
33	<p>漁協のアサリ養殖業にも参加しているが、その漁獲量は平成17年度に2563.8kgだったのが平成25年度は252.5kgに、水揚高も平成17年度に約87万円だったのが平成25年度は約12万円になるなど年々減少している。漁業収入は、この漁業のアサリ養殖業も合わせて、現在78歳の母と二人で行っているにもかかわらず、年間150万円ないし280万円程度しかかない。貯蓄を年々取り崩して何とか生活を維持してきたが、生計を維持するため、平成25年から始めたクマガグがすくいも、ほとんど収入の足しにならず、このままでは、生活ができなくなつてしまつた。漁業を止めざるを得ない状況にある。</p> <p>本件締切り後、水揚高、漁獲量共に減少している。</p>